

## 甲州市総合計画・基本計画の見直し方針について

### 1、第一次甲州市総合計画（平成 20 年 3 月策定）の内容

#### （1）計画の期間

平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 ヶ年

#### （2）計画の構成

- ①基本構想 … 10 年後の甲州市を展望、目指すべき都市像、実現化に向けた施策の大綱
- ②基本計画 … 施策を総合的、体系的に明確化、10 年間で取り組むべき内容を提示  
  
※前期・後期、それぞれ 5 年の計画、中間年次の平成 24 年で見直すこととしている
- ③実施計画 … 財政的裏付けのある具体的な事業、3 年間の計画を毎年度ローリング

### 2、見直しの基本的な考え方

総合計画の策定時において想定した「厳しい財政状況への対応」、「少子高齢化への対応と健康・福祉を重視したまちづくり」、「環境問題に配慮した循環型社会の構築」、等は見直しの現時点においても変わらず重要なものであることから、基本構想に定めたまちの将来像や 6 つの基本目標ごとに定めた基本施策については、今回の見直しにおいては原則変更しない。

ただし、次に掲げる 4 つの視点により、今後 5 年間における各施策の取り組みについて、後期 5 ヶ年計画として見直すこととする。

#### （1）見直しの視点

- ①見直し時点までの事業の取組状況を踏まえること
- ②基本計画に位置づけた成果指標の達成状況を評価すること
- ③基本計画策定以後の社会情勢等の変化や新たな市民ニーズへ対応すること

④国勢調査等の結果を踏まえた将来予測人口とするなど、社会情勢の変化により変更が必要と考えられる言い回しなどを修正する。

## (2) 調査に用いる資料

①市民アンケート（平成24年度実施）

・ 市民1,000人対象、回収率50%を目標とする。

②国勢調査（H12、17、22）

③財政の見通し（財政係）、現在～平成29年度まで

一般財源の見通し、起債残高の見通しなど

④各種分野別計画及び分野計画策定時に実施したアンケート調査

⑤総合計画及び事務事業評価の目標値

## 3、基本計画見直しの議論の方法

### (1) 基本計画を見直す作業方法

①まちの将来像を実現するために、まちづくりの課題（施策）が何かを明らかにした上で、それぞれの課題（施策）ごとに現状と課題を把握する。

②現状把握した結果に基づいて今後5年間で何に取り組むべき施策を明らかにする。

③主な事業とその内容を簡潔に整理する。

④成果指標（平成29年度数値）を設定する。

⑤参画と協働の指針を設定する。

### (2) 記載方法

所管する課において、どのような事業を実施するのか簡略で具体的にわかりやすく記載する。（論文のような書き方はしない。）

## 4、基本計画見直しの体制

### (1) 庁内の策定体制

#### ①策定委員会

市長を委員長とし、市役所職員（庁議構成員）で組織する。

#### ②策定委員会部会

次の5部会で構成し、見直し内容の検討、計画実現の仕組みなどの検討を行う。構成は別表1のとおりとする。

(ア) 行政システム部会

(イ) 住民福祉部会

(ウ) 産業振興部会

(エ) 社会基盤部会

(オ) 教育文化部会

#### ③策定分科会

各部会に分科会を設置し、担当職員で組織する。

#### ④職員アンケート等

職員アンケート、各種調査等を行い、全庁をあげた取り組みを行う。

#### ⑤その他

地域経営や地域政策に関する専門家から、まちづくりへの意見を求める。

### (2) 市民の参画体制

#### ①審議会

総合計画審議会を設置し、市長の諮問に対して、総合計画の見直し内容について調査審議してもらおう。また、審議会にも専門部会を設置し、必要に応じて策定専門部会分科会との合同検討会等も開催する。

②市民ニーズ調査

市民アンケート調査、事業者、グループ等のインタビューを実施し、市民のニーズを調査する。

③パブリックコメント

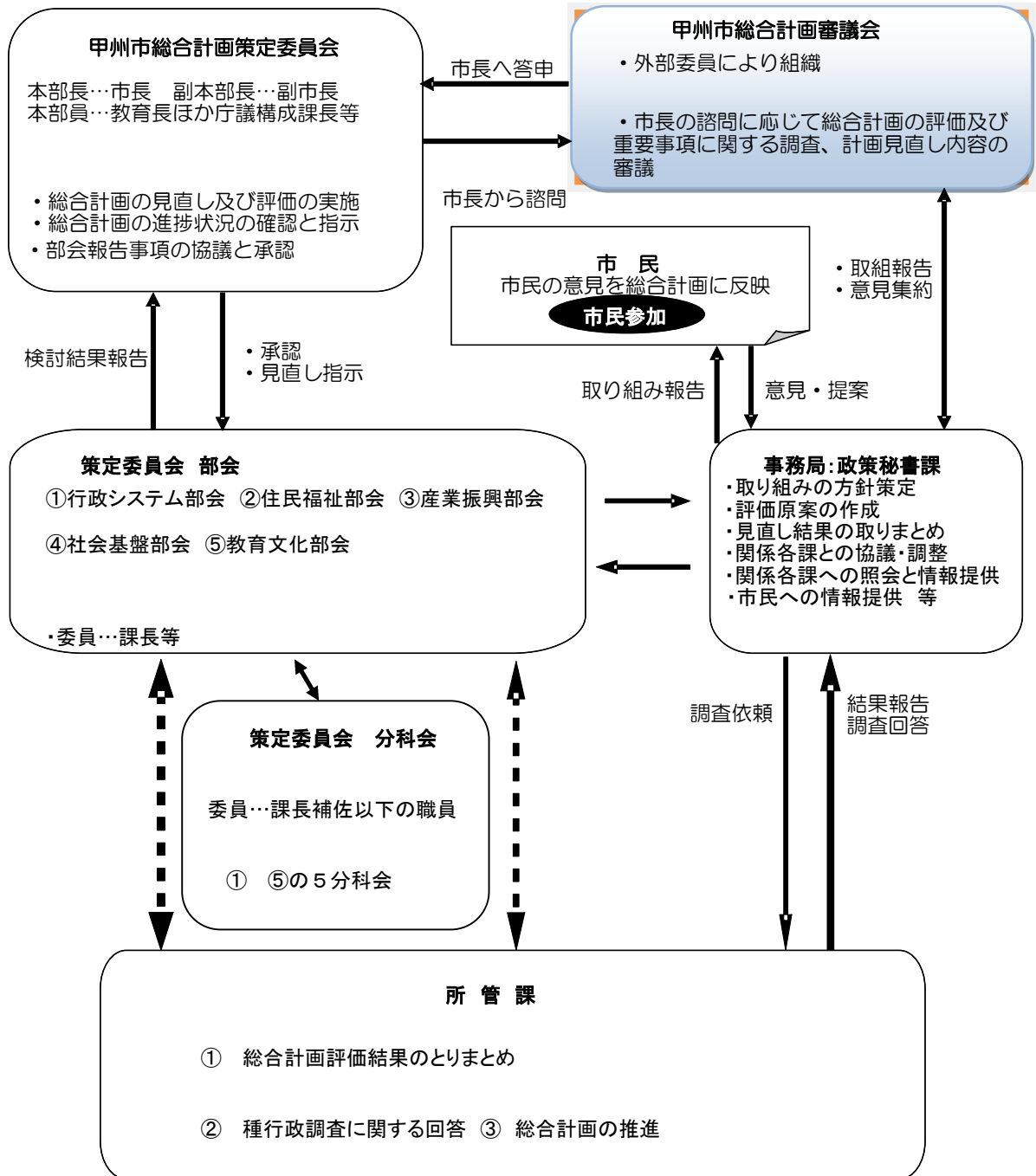
総合計画見直し過程において、随時ホームページや広報などで広く情報提供を行いながら、市民の意見・提言を聞き計画に反映させる。

別表 1

部 門	課 等 名
行政システム部 会	☆政策秘書課長、◎☆総務課長、○☆財政課長、管財課長、税務課長、収納課長、☆会計管理者
住民福祉部会	◎☆市民生活課長、環境政策課長、○☆福祉介護課長 子育て対策課長 健康増進課長 鈴宮寮長 ☆勝沼・大和地域総合局長
産業振興部会	◎☆観光交流課長、○産業振興課長、ぶどうの丘事務局長
社会基盤部会	○建設課長、◎☆都市整備課長、農業土木課長、水道課長
教育文化部会	○教育総務課長 ◎☆生涯学習課長

◎部会長 ○副部会長 ☆策定委員

## 甲州市総合計画見直し作業フロー図



## 甲州市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

### （趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （附属機関の設置及び所掌事務）

第2条 市長の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

甲州市総合計画審議会

3 前2項の規定により設置される附属機関が所掌する事務は、別表の所掌事務欄に掲げるとおりとする。

### （組織）

第3条 附属機関は、別表の委員の定数欄に掲げる数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員の要件欄に掲げる者のうちから、市長（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。）が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4 附属機関に、規則（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会規則。以下同じ。）で定めるところにより、専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、規則で定めるところにより、市長が任命し、又は委嘱する。

### （会長等）

第4条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長（以下「会長」と総称する。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」と総称する。）を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （資料の提出等）

第6条 附属機関は、その所掌する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(部会等)

第7条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の所掌事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第2条、第3条関係)

1 市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
甲州市総合計画審議会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。  (1) 総合計画の作成の基準となるべき事項  (2) 総合計画の実施に関して必要な事項  (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関連する重要な事項	35人以内	(1) 学識経験を有する者、地域を代表する者及び関係行政機関の職員  (2) 公募による者	当該諮問に係る審議の期間

## 甲州市総合計画策定委員会設置規程

### (設置)

第1条 甲州市の総合計画を合理的かつ能率的に策定するため、甲州市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所管事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査し、審議する。

- (1)総合計画の基本方針、基本構想に関すること。
- (2)基本計画に関すること。
- (3)実施計画に関すること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び市長部局、行政委員会、公営企業等の課長職以上の職員の中から市長が任命した委員をもって組織する。

2 委員長は市長を、副委員長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会議を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が定める順番に従い、その職務を代理する。

### (部会の設置)

第4条 業務を円滑に行うため、委員会に次の部会を置く。

- (1)行政システム部会
- (2)住民福祉部会
- (3)産業振興部会
- (4)社会基盤部会
- (5)教育文化部会

2 部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が委員の中から指名する。

3 部会に所属する委員は、委員長がその者の行政事務上における分掌事務を考慮して指名する。この場合において、特に必要と認めるときは、その者を2以上の部会へ所属させることができる。

### (部会長等の職務)

第5条 部会長は、委員長の命を受け部会の事務を掌理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (部会への出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、その者を所属する部会以外の部会へ出席させることができる。



2 部会長は、部会の運営に当たり必要と認めるときは、その都度委員以外の当該事項に関係ある職員を当該部会に出席させることができる。

(分科会の設置)

第7条 委員会は、各部会の運営にあたり分科会を設けることができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。